

申請者の連絡先

別記様式第一の三(第五条関係)

<p>通行禁止道路通行許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">主たる 住所 運転者 氏名</p>					
車 両 の 種 類		番号標に表示され ている番号			
運 転 の 期 間	年 月 日	時から	年 月 日 時まで		
通行しようとする 通行禁止道路の区間					
やむをえない理由					
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">通行禁止道路通行許可証</p> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">条 件</td> <td style="width: 400px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>				条 件	
条 件					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- ※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。） なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。